

千葉県水道局受水槽内塩素消費量実態調査研究会 設置要綱

(趣旨)

第1条 「おいしい水づくり計画」の水質目標である残留塩素濃度 0.4mg/L の達成に向けて実施する受水槽内塩素消費実態調査（以下「調査」という。）について、関連分野の専門知識を有する学識経験者等から意見を聴取するため、千葉県水道局受水槽内塩素消費量実態調査研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

なお、本研究会は、地方公営企業法第14条の規定に基づき、条例により設置された附属機関ではない。

(構成員)

第2条 研究会は、学識経験者2名、水道技術研究機関1名、衛生行政機関1名をもって構成し、構成員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 学識経験者

水道技術等の有識者から千葉県水道局長（以下「局長」という。）が選任する者

(2) 水道技術研究機関

水道技術研究機関から局長が選任する者

(3) 衛生行政機関

衛生行政機関から局長が選任する者

2 構成員の任期は、選任した日から平成26年3月31日までとする。

3 構成員に欠員が生じたときは、局長は新たな構成員を選任することができるものとする。

(役割)

第3条 研究会の構成員は、次の事項について意見や助言する。

(1) 調査手法に関すること

(2) 調査の実施結果に関すること

(3) 受水槽内塩素消費量の設定に関すること

(4) 残留塩素濃度の低減化に関すること

(5) その他、受水槽内塩素消費量実態調査に関して必要な事項

(研究会)

第4条 研究会は、必要に応じて局長が招集する。

(座長)

第5条 研究会に座長を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、研究会の進行を行う。
- 4 座長は、必要があると認めるときには、千葉県水道局が別に委託したアドバイザー、その他議事に関係ある者に対し、参考資料・意見書等の提出、会議への出席等を求め、意見等を聴くことができる。
- 5 前項の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た情報を公表してはならない。

(構成員の責務)

第6条 構成員は、研究会において知り得た秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。任期の終了後も、また同様とする。

(庶務)

第7条 研究会の庶務は、千葉県水道局技術部計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に必要な事項は、局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月21日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。